

中津川市宅地造成事業に関する指導要綱

中 津 川 市

2024. 9改定

目 次

中津川市宅地造成事業に関する指導要綱	
第1条～第12条	指-1
中津川市宅地造成事業指導委員会設置要綱	
第1条～第7条	委-1
中津川市宅地開発事業指導審査会設置要綱	
第1条～第6条	審-1
中津川市宅地造成事業指導要綱施設基準	
1 総則	施-1
2 造成に関する事項	施-2
3 道路に関する事項	施-9
4 公園等に関する事項	施-10
5 集会施設に関する事項	施-10
6 清掃施設に関する事項	施-11
7 消防水利に関する事項	施-11
8 生活雑排水等の汚水処理に関する事項	施-12
9 排水施設に関する事項	施-15
10 橋梁に関する事項	施-17
11 給配水に関する事項	施-17
12 街路灯に関する事項	施-17
中津川市宅地造成事業指導要綱施設基準の運用について	
1 宅地造成事業計画	運-1
2 計画協議の指導基準	運-1
中津川市ゴルフ場等大規模開発事業指導審査会設置要綱	
第1条～第7条	ゴ-1
中津川市宅地造成事業協議書の提出について	
添付図面・資料	提-1
様式	
第1号様式～第14号様式	様-1
開発行為の許可又は中津川市宅地造成事業に関する指導要綱の 協議成立を受けて設置する公共施設及びその土地の帰属並びに 管理移管の事務処理要領	移-1